

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和7年(2025年)2月13日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	道南小学校 教諭 (男性・24歳)	懲戒免職	令和6年9月又は10月、SNSを通じて知り合った女性が18歳未満であることを認識していたが、女性を自宅に泊め、女性の唇にキスをした。
2	滝川市 小学校 教諭 (男性・61歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年10月10日(木)、うつ伏せになっていた児童の左腰付近を、上から自身の右膝で1回押さえ付けた。
3	小樽市 高等学校 教諭 (男性・47歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年6月10日(月)、自家用車を運転中、車線変更をするため後方を確認したため、先行していた車両がブレーキランプ及び左ウィンカーを点灯しているのに気付くのが遅れ、当該車両左後部に自車前部を衝突させ、当該車両の同乗者に加療約24日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせた。
4	空知管内 高等学校 教諭 (男性・50歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年11月2日(土)、自家用車を運転中、指定速度時速50キロメートルのところを時速98キロメートルで走行し、指定速度違反で検挙された。